

令和9年度政府予算等に関する政策提案・要望(令和8年6月)の内容

★：新規項目、◎：昨年は重要項目⇒今年は最重要項目

■最重要項目(19項目)

番号	項目名	内容
1	<p>子育て支援施策の充実・強化について 【こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省】</p>	<p>我が国の少子化は深刻さを増しており、2030年代に入るまでが少子化傾向を反転させるラストチャンスと言われるなど、少子化の問題はこれ以上放置できない待ったなしの課題であり、「こども大綱」や「こども未来戦略」に沿って地方においても予算を拡充し様々な子育て支援策に取り組んでいる。</p> <p>本県においても、少子化局面の打開に向けた取り組みを進めてきた結果、令和7年の県の人口移動調査では、出生数の減少が下げ止まりの傾向となるなど、一定改善の兆しが見られるところであるが、こうした流れを確実なものとし、少子化・人口減少のトレンドを反転させるためには、国において、少子化対策、子育て支援施策の拡充を加速化し、強力で推進していく必要がある。</p> <p>については、次代を担うすべての子どもの健やかな育ちを支える基礎的な経済支援策について所得制限を設けないこと及び国の財政負担を基本に、以下の点について要望する。</p> <p>① 出生数反転に向けた財政支援</p> <p>地域少子化対策重点推進交付金について、施設等の整備も含む子育て支援のための環境整備を対象にするなど、引き続き、本交付金の拡充や、運用の弾力化(複数年度にわたる同一事業の対象化)の継続を図り、減少する出生数を増加の流れに反転させるために地方自治体が独自の少子化対策を安定的に行えるよう十分な財政措置を行うこと。</p> <p>② 妊娠・出産の願いに寄り添う支援の充実</p> <p>本県を含む多くの自治体では、治療を希望する方が経済的な理由から治療をあきらめることがないよう、不妊治療への保険適用後においても、自己負担額を軽減するための独自の助成を行うことで多くの方々に利用されているが、一方で財政負担が増加しており、国において自治体への財政的支援を講じること。</p> <p>また、国において検討している出産費用の保険適用による無償化については、出産を望む当事者や産科医療機関、地方の実情を十分に踏まえ、丁寧に検討を進めるとともに、無償化される分娩費の額の設定については、経営難に陥る産科医療機関が発生するなど、地域の周産期医療提供体制に影響が出ることをないようにすること。</p> <p>③ 子ども医療費助成の国における制度化</p> <p>本県では、県内すべての市町と協調して、所得制限や自己負担なく高校卒業まで医療費無償化を行っているが、子育て家庭に対する経済的支援の充実を図るため、国の責任において、全国一律の子ども医療費助成制度を創設すること。また、自治体が独自の助成を行う場合、財政的支援を行うこと。</p>

番号	項目名	内容
		<p>④ 保育人材等の確保</p> <p>保育所等や放課後児童クラブについては、配置基準改善や「こども誰でも通園制度」等への対応やこども1人1人に十分に関わるための人材確保が必要である。</p> <p>特に、保育士の人件費については、令和6年度に10.7%、令和7年度に5.3%のベースアップが図られ、令和7年賃金引上げ等の実態に関する調査における15大産業の平均の賃上げ(4.4%)を上回る改善が見られるが、令和7年賃金構造基本統計調査によると、本県の保育士の給与月額(22.6万円・勤続8.2年)は全産業平均(34.0万円・勤続13.2年)に比べ約11万円低いこと、特に、新規学卒者の初任給についてみると、保育士の初任給(240.6千円)は全産業平均(大学卒262.3千円)より2万円以上低く、近年の新卒初任給の上昇に伴い、その差額は年々拡大傾向にあることから(R4:9.1千円、R5:18.9千円、R6:21.5千円、R7:21.7千円)、保育士等が給与面においても魅力のある職となるよう公定価格の抜本的な見直しによる一層の処遇改善を行うこと。</p> <p>また、国において、保育の現場や保育士等の仕事の魅力についてより一層積極的に発信するとともに、地域における保育人材等確保のための取組について、補助額の引き上げなど財政的支援を充実すること。</p> <p>⑤ 学校給食費の無償化</p> <p>小学校段階(公立)を対象とした「学校給食費の抜本的な負担軽減(いわゆる給食無償化)」に伴う都道府県負担分について、引き続き、地方の財政運営に支障が生じないように、国において責任を持って恒久的な財源を確保するとともに、今後の食材費上昇等も含め、国費と地方財政措置が確実に担保されるよう法律等で制度的に担保すること。</p> <p>また、中学校段階における給食費の負担軽減についても、早期の実現に向けて検討を進めること。さらに、特別支援学校の幼稚部及び高等部についても、その対象に加えるよう検討を進めること。</p> <p>⑥ 多様な働き方や男性の育児休業取得の促進</p> <p>妊娠・出産や育児等と仕事との両立などを可能とする短時間正社員制度について、事業所での導入が進むよう、国の「キャリアアップ助成金」において、新規採用等の場合も助成対象とするなど、支援制度の拡充を図ること。</p> <p>また、国では、令和7年4月から出生時育児休業給付金や育児休業給付金について、子の出生直後の一定期間以内に、被保険者とその配偶者の両方が14日以上の子育て休業を取得する場合には、支給額を最大28日間、手取りで10割相当に引き上げたが、男性の育児休業取得を促進するには、少なくとも3か月間は、手取りで10割相当への引き上げとなるよう制度の拡充を行うこと。</p> <p>⑦ 高等教育の修学支援新制度の拡充</p> <p>大学・専門学校等の高等教育にかかる教育費の負担軽減のため、国が実施する授業料等の減免や給付型奨学金事業について、所得基準の緩和を図るとともに、授業料等の減免額や給付型奨学金の給付額を引き上げるなど制度の拡充を図ること。</p>

番号	項目名	内容
		<p>⑧ 病児保育事業に対する財政支援</p> <p>病児保育事業はその性質上、子どもの急な体調の変化や感染症の発生状況等を見込んだ人員・設備の整備が必要であるものの、利用児童数が想定を下回ることや当日キャンセルが発生するなど、事業経営における不安定要素が多く、実施事業所あたりの平均収支は赤字となっていることから、事業所の安定的な運営につながる十分な財政支援を行うこと。</p> <p>(子ども政策推進局、教育委員会、政策部、商工労働部、総務部)</p>
2	<p>地方財政の充実・強化について</p> <p>【総務省、財務省、内閣官房、内閣府】</p>	<p>(1) 一般財源総額の確保・充実等</p> <p>① 一般財源総額の確保・充実等</p> <p>こども・子育て政策の強化や防災・減災対策、外国人も含めた地域産業を支える担い手の確保・人手不足対策や公共施設の老朽化対応など喫緊の課題について、地方が積極的に施策を実施できるよう、賃金・物価高騰の状況も含め、地方の財政需要を的確に反映し、持続可能で安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実を図ること。</p> <p>また、行政の効率化や人口減少等を理由とした単純な地方歳出の削減は行わないこと。</p> <p>② いわゆる教育無償化に対する財源の別枠措置</p> <p>いわゆる教育無償化に係る地方負担について、令和9年度以降は国で恒久的な財源を確保し、別枠で一般財源総額の増額確保を図ること。</p> <p>③ 消費税率の引き下げに対する適切な財政措置</p> <p>現在、国民会議が設置され議論が進められている消費税率の引き下げについて、地方税の減収につながる制度改正がなされる場合には、確実に補填措置を講じること。</p> <p>④ 地方公務員の定年引き上げ等にかかる適切な財政措置</p> <p>令和5年度から施行された地方公務員の定年年齢の引き上げの円滑な制度移行において、地方の財政負担が生じないよう、確実に所要の地方財政措置を講じること。特に、定年年齢の引き上げ期間中も真に必要な規模の新規採用を計画的に継続するために人件費が増加する場合等においても、適切に地方財政措置を講じること。</p> <p>また、令和2年度から導入された会計年度任用職員制度が円滑に運用できるよう、制度運用に必要な地方財政措置を引き続き講じること。</p> <p>加えて、令和7年度から令和12年度にかけて引き上げられることとなった教職調整額についても、地方に財政負担が生じないよう、確実に所要の地方財政措置を講じること。</p> <p>⑤ 臨時財政対策債の廃止及び償還財源の確保</p> <p>令和8年度の地方財政計画においても、令和7年度に引き続き、新規発行額がゼロとなっているものの、その廃止や地方交付税の法定率の引き上げなど抜本的な改革を行うべきであり、今後も臨時財政対策債に頼</p>

番号	項目名	内容
		<p>らないよう、財源不足に対応して必要となる地方交付税の財源を適切に確保すること。</p> <p>(2) 地方創生関連予算の確保・充実等</p> <p>地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、引き続き「地域未来交付金」等の地方創生関連予算の十分な確保及び充実を図るとともに、同交付金の積極的な採択に努めること。</p> <p style="text-align: right;">(政策部)</p>
3	防災庁の地方機関の設置について 【内閣官房】	<p>南海トラフ地震等の大規模災害に備えた防災拠点を四国に設置すること。その設置場所については、本県を有力な候補として検討すること。</p> <p style="text-align: right;">(政策部、危機管理総局)</p>
4	県立病院による持続的かつ安定的な医療提供体制の確保について 【総務省、厚生労働省】	<p>地域において基幹的な役割を果たしている自治体病院が、近年の人件費の上昇や物価高騰等の影響により、病院経営が極めて厳しい状況にあることを踏まえ、診療報酬の引き上げとともに、一般会計繰出金について、その実態を踏まえた繰出基準の見直しや、必要な財政措置を講じること。</p> <p>(1) 現在繰出の対象となっている政策的医療について、自治体病院の費用水準が人件費や物価の上昇により大幅に増加している一方、地方交付税措置額はほとんど増加しておらず、基準財政需要額等における積算単価をさらに引き上げること。</p> <p>(2) 本県の県立病院事業では、現在の運営体制となった平成26年度との比較で給与費が2割以上、材料費と経費が4割以上増えるなど、経営改善努力を上回る水準で物価高騰等が続くなか、現在繰出の対象となっていない一般診療についても、「社会経済情勢の急激な変化に伴い増加した経費のうち、医業収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額」を繰出の対象としたうえで、財政措置を講じること。</p> <p>(3) 病院事業債（経営改善推進事業）について、市場金利が急激に上昇しているなか、自治体病院の資金繰り負担を軽減し、経営改善を促進する効果を高めるため、借入に伴う利息の支払いについて繰出基準の見直し及び地方財政措置を講じるとともに、元金の償還について償還年限を延長すること。</p> <p>(4) 医療の先進性を確保し、県民医療の充実を図るため、高度医療・先進的医療のための医療器械の更新等について、リース等の購入以外の手法により調達ができるよう繰出基準を見直すとともに、適切な地方財政措置を講じること。</p> <p>今後も全国的に賃上げが継続することが見込まれるなか、令和8年度診療報酬改定では、ベースアップ実現を支援するための措置がなされたところ</p>

番号	項目名	内容
		<p>ろであるが、これまでの社会経済情勢の変化により、自治体病院の経営の健全性は著しく低下している。このため、健全化を促進し、安定化を図るため、自治体病院に対して令和8年度補正予算において補助金による機動的な対応などの財政支援を講じること。</p> <p style="text-align: right;">(病院局、政策部)</p>
5	<p>◎地方大学等の振興について 【文部科学省】</p>	<p>① 地方大学等への安定的な財政支援について 地方大学・短期大学及び高等専門学校（以下、「大学等」という。）は、地域経済・社会を担う優秀な人材を育成し輩出するなど、地方の持続的な発展にとって、非常に重要な役割を果たしている教育機関である。 しかし、国から本県内の大学等に対する国立大学運営費交付金や私立大学経常費補助金等は、物価が上昇し続けているにもかかわらず年々減少しており、特に、私立大学等に対する経常費補助金については、大幅に減少していることから、各校の財政状況は極めて厳しい。 今後、安定的な学校運営を継続していくために、本交付金及び補助金等について、これまでの物価の上昇も踏まえ、地域の発展に貢献する大学等への配分額を拡充するなど、本県内の大学等に対する安定的な財政支援を行うこと。</p> <p>② 人材の県内定着等に取り組む「地域構想推進プラットフォーム」への支援について 国においては、大学進学者が大幅に減少する2040年を見据えて、地域の人材需給等を踏まえた高等教育機関における人材育成のあり方やアクセス確保などについて、地域全体で議論を行う「地域構想推進プラットフォーム」の構築を推進しているが、本県においても、令和4年3月に「大学・地域共創プラットフォーム香川」を設立し、産学官の全県体制で、地域を支える人材の育成や県内定着に向けた様々な取組を進めてきた。 その仕組みを発展的に継承して、新たなプラットフォームを構築し、取組を推進することとしているため、国のモデル事業として採択し、財政支援を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">(政策部)</p>
6	<p>持続可能で安全・安心な教育環境の強化・充実について 【文部科学省】</p>	<p>(1) 教員を支える体制の強化・充実</p> <p>① 本県では、令和4年度以降、香川型指導体制として、県内の小・中学校、全学年において35人学級を実施しており、また、高等学校においても、専門高校を中心に1学級40人を下回る生徒数をベースに教職員を配置し、多様な教育内容や少人数によるきめ細やかな指導の充実を図っている。このため、国においては、高等学校においても1学級35人をベースにした教職員定数の大幅な増員を図ること。加えて、小学校においては教科担任制の更なる拡充を図るなど、学校の指導・運営体制を強化するうえで必要な財源を措置すること。</p>

番号	項目名	内容
		<p>② 教員が学級担任や教科指導・生徒指導の業務に注力できるようにするためには、養護教諭が児童生徒の心身の不調に対する対応や感染症対策などの業務を十分に担える環境づくりが重要であり、従来の算定基準から児童生徒数を50人引き下げるとした新しい算定基準について完全実施の早期化を図ること。同様に、小・中学校について、国が進める共同学校事務室の設置は学校事務体制の機能を強化することとなり、学校事務職員が教員を効果的に支えられる体制の整備につながるため、従来の学級数による算定基準に加え、複数の共同学校事務室を設置する市町の基礎定数を増やすとした新しい算定基準についても完全実施の早期化を図ること。また、栄養教諭が各学校・各学級において食に関する指導や食物アレルギーに対応した給食の提供にきめ細かく対応できるように、算定基準を見直すこと。</p> <p>③ 教員の業務をサポートする教員業務支援員や特別支援教育支援員、部活動指導員、スクールロイヤーなどの支援スタッフ等の一層の拡充による教員の負担軽減や給与上の処遇改善等に必要な財源を確保すること。</p> <p>④ 教員として優れた人材を確保できるよう、国において教員のイメージアップの取組を行うこと。</p> <p>⑤ 各自治体における教員採用試験の問題作成の負担軽減や新たな教育課題を踏まえた試験問題の必要性の観点からおこなわれる、共通問題配付方式による1次試験の共同実施において、参画する自治体や教員の負担軽減を図ること。また、統一試験方式での1次試験の共同実施について引き続き検討すること。</p> <p>⑥ 教員を確保するための施策として、正規教員経験者が講師採用となった場合の免許外教科担任の許可ができるよう、教育職員免許法の見直しを図ること。加えて、教員免許の取得にかかる助成制度を創設すること。</p> <p>(2) 持続可能な部活動の運営確立</p> <p>① 少子化が進む中でも将来にわたり、生徒が希望するスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保・充実を踏まえた部活動改革及び地域クラブ活動の推進等を行うには、地域クラブ活動の運営団体・実施主体となる地域の団体等の体制整備や指導者となる人材の確保、指導者の処遇改善、活動場所までの移動手段の確保等、地域でスポーツ・文化芸術活動が実施できる環境の整備が急務であることから、これらに必要な取組を推進するとともに財政支援の拡充を図ること。</p> <p>② 国において、部活動改革の必要性や目的、ゴール像を一層明確に示し、丁寧な広報を行うとともに、次期学習指導要領において、地域展開を進める県や市町、学校現場の機運の停滞、混乱を起こさることがないように、改訂内容を検討すること。実証事業の成果を踏まえ、地域の実情に応じて部活動改革が円滑に進むよう支援すること。その際、これまで国の方針に沿って取り組んできた市町において、改革に向けた意識や取組</p>

番号	項目名	内容
		<p>が後退することが決してないよう、国の方針を着実に実行すること。保護者や県・市町の費用負担は必須となり、その負担を軽減するために国の制度改正も含め対応するとともに財政支援の充実を図ること。</p> <p>③ 家庭の状況に関わらずスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するため、部活動の地域展開に伴い、新たに生じる保護者等の費用負担を軽減する観点から、経済的に困窮する家庭に対する十分な支援など、引き続き国の責任において必要な財政支援を講じること。</p> <p>(3) 子どもの安全・安心な環境等の実現</p> <p>① 公立学校施設や社会体育施設の整備に当たっては、各自治体が、長寿命化改良事業や大規模改造事業などに、計画的に対応し、また、年度の早期から事業を確実に実施できるよう、可能な限り当初予算において必要な予算額を計上するとともに、補助対象の拡充や補助率・補助単価の引上げにより、実態に応じた対策に活用できるよう、十分な財源を確保すること。また、各自治体が、非構造部材の専門的な点検を適切に実施できるよう、専門的な点検実施の経費にかかる補助制度を創設すること。</p> <p>② 小中学校の体育館に空調設備を整備する自治体が、多額の自己財源を負担する必要が生じないよう、学校施設環境改善交付金の制度を引き続き拡充すること。</p> <p>③ 高等学校施設の長寿命化、体育館への空調設備の設置及び多様化する生徒や新しい時代に対応する高等学校づくりを推進するための施設・設備整備に対する財政支援の拡充を図ること。また、「緊急防災・減災事業債」については、避難所に指定されていない高等学校についても、災害時における生徒や学校職員の安全を確保するために必要な防災機能設備等の整備を対象とすること。</p> <p>④ 児童生徒数の増加が顕著である特別支援学校の教室不足や施設の狭隘化を早急に解消するための財政支援を拡充するとともに、児童生徒の増加などに対応するため、スクールバスの導入及び運行経費にかかる財政支援の拡充を図ること。</p> <p>⑤ 登下校時の通学路や学校内の安全・安心を確保するため、人的配置や資材の整備、遠距離通学者への支援等に対する財政支援を行うこと。</p> <p>⑥ 夜間中学校の継続的な運営にかかる財政支援制度等を充実するとともに、学齢期を経過した生徒に対する就学援助制度を創設すること。</p> <p>⑦ 原級留置（留年）に至った原因や背景には様々なものがあり、生徒が登校したくともできない状況にあるものもあることから、原級留置（留年）により就学支援金支援対象期間（全日制にあつては36月、定時制・通信制にあつては48月）を超過した生徒に対しても、再入学や編入学</p>

番号	項目名	内容
		<p>により当該期間を超過した生徒に対する学び直し支援と同様に、就学支援金相当額を支給する支援制度を創設すること。</p> <p style="text-align: right;">(教育委員会)</p>
7	<p>★高校教育改革の推進について 【文部科学省】</p>	<p>高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）で示された「高等学校教育改革交付金（仮称）」等の新たな財政支援の仕組みの構築にあたっては、十分な予算を確保するとともに、地方の創意工夫を反映できる柔軟な制度設計とすること。</p> <p>① 都道府県が「高等学校教育改革実行計画」に基づき、地域の社会や産業を支える人材の育成・確保など、地域の課題に的確に対応した取組を実施できるよう、高校の設置状況や、就業構造、産業界のニーズなどの地域の実情に応じた柔軟な制度設計を行うこと。</p> <p>② 正規教職員の人件費や、老朽化した施設・設備等のハード整備を含め、改革の実行や公立高校の魅力向上のために必要な経費を幅広く対象とし、県及び学校現場の多様な実態を踏まえた実効性と柔軟性を兼ね備えた運用ができるようにすること。</p> <p>③ 教職員の研修や働き方改革、教育データ活用、高校入試改革といった共通基盤の整備・刷新も同時に取り組めるよう交付金の支援の対象とすること。</p> <p>④ 高校教育改革に関する基本方針に沿った取組を円滑に進めていくためにも、国は制度の詳細や検討状況について、今後とも丁寧かつ速やかな情報提供をすること。</p> <p style="text-align: right;">(教育委員会)</p>
8	<p>四国遍路の世界遺産登録について 【文部科学省、文化庁】</p>	<p>四国遍路を世界遺産国内暫定一覧表に追加すること。</p> <p style="text-align: right;">(文化芸術局)</p>
9	<p>子ども・若者のネット・ゲーム依存症対策について 【厚生労働省、こども家庭庁、文部科学省】</p>	<p>○ 子ども・若者の心身の発達に悪影響を及ぼす可能性のあるネット・ゲーム依存症について、他の依存症と同様に法整備を行うとともに、ネット・ゲーム依存症に対応できる医療機関等が全国的に不足するなか、地方におけるネット・ゲーム依存症の適切な医療等を提供できる人材を育成するための研修など、医療提供体制の充実のために必要な施策を講じること。</p> <p>○ ネット・ゲーム依存症について、その危険因子を踏まえた適切な予防対策の策定及び実施を講じること。また、正しい知識の普及啓発を行うとともに、ネット・ゲーム依存の予防対策を教員等に対して指導する人材を育成するための研修体制の構築や専門家の派遣等の支援を行うこと。</p>

番号	項目名	内容
		<p>○ 国においては、eスポーツの活性化について、子どものネット・ゲーム依存症につながるものがないよう、慎重に取り組むとともに、県民をネット・ゲーム依存症から守るため、乳幼児期からの子どもと保護者との愛着の形成や安定した関係の大切さについての啓発など、必要な支援その他必要な施策を講じること。</p> <p style="text-align: right;">(子ども政策推進局、健康福祉部、教育委員会)</p>
10	医師確保対策について 【厚生労働省】	<p>① 国は、医師偏在指標や将来に必要な医師数など機械的に算出された数値を基準として、地域における医師の過不足を判断し、医師確保・偏在是正の施策を実施している。本県においては、現在でも県内の中核病院において運営上必要な医師数を満たしていない状況にあり、さらに2035年にかけて、入院医療の需要がピークを迎えることに加え、全国に先駆けて医師の高齢化が進展していることに伴い、外来医療を担う診療所医師数の急速な減少が見込まれることを踏まえれば、こうした相対的な基準により、画一的に地域枠医師の臨時定員の削減や、専攻医の募集定員にシーリングを設けることは、若手医師の不足や医師の地域偏在が解消されていない現状を踏まえると全く受け入れられないものである。全ての地域において真に必要な医師数が確保できるまで、地域枠医師の臨時定員増の継続及び専攻医募集シーリングの慎重かつ柔軟な運用を強く要望する。</p> <p>② 医師の働き方改革の推進に当たっては、地域の医療提供体制に深刻な影響をあたえることが懸念されることから、地域の医療提供体制を維持するため、必要な医師数の確保や助成制度の創設など必要な対策を一体的に講じることが強く要望する。</p> <p style="text-align: right;">(健康福祉部)</p>
11	生産性を高める農業基盤の整備について 【農林水産省、財務省】	<p>(1) 農業農村整備事業関連予算の確保</p> <p>農業農村整備事業は、食料安全保障の確保や農業の持続的な発展、国土強靱化、多面的機能の発揮の観点から、地域のニーズに即し、計画的に進める必要があるため、農業農村整備事業関連予算について、近年の物価高騰も考慮のうえ、要望に見合った十分な予算を確保するとともに、事業実施に伴う受益者負担の軽減を図ること。</p> <p>(2) ため池の総合的な防災減災対策に必要な予算の確保と制度の拡充</p> <p>「ため池管理保全法」や「ため池工事特措法」の施行に伴い、劣化状況評価等に基づく「防災工事等推進計画」や「老朽ため池整備促進計画」を策定し、ため池の適正な管理や計画的かつ集中的な防災工事等の推進を図っており、これら対策の円滑な推進のため、近年の物価高騰も考慮のうえ、要望に見合った十分な予算の確保やソフト対策の充実を図ること。</p> <p style="text-align: right;">(農政水産部)</p>

番号	項目名	内容
12	食肉処理施設の再編整備について 【農林水産省】	食肉処理施設の施設整備関連事業の継続及び予算を確保すること。 (農政水産部)
13	★商工会館の老朽化対策、耐震化対策への財政支援について 【経済産業省、中小企業庁】	商工会や商工会議所が入居する商工会館の老朽化対策や耐震化対策に必要な財政支援制度を創設すること。 (商工労働部)
14	四国の新幹線導入について 【国土交通省、財務省】	① 四国の新幹線の早期実現のため、これまでに実施した具体的な調査を生かし、早急に整備計画格上げに向けた法定調査を実施すること。 ② 「幹線鉄道ネットワーク等に関する調査」においては、ケーススタディの対象に四国の新幹線を選定するとともに、法定調査にも活用できる内容とすること。 (交流推進部)
15	公共交通への支援について 【国土交通省、財務省】	① ことでんへの支援 1) 地域鉄道の安全輸送設備や車両更新への支援に必要な予算の確保を図ること。 2) 地域鉄道の事業規模や施設の老朽化を踏まえ、事業継続が著しく困難になる前の段階において、維持・活性化に向けた抜本的な施策が実施できるよう支援制度の創設、拡充を図ること。 3) 駅トイレ単体の整備等にも活用できる支援制度を創設すること。 ② JR四国への支援等 1) JR四国の様々な経営課題に対する継続的な支援を実施すること。 2) 駅トイレ単体の整備等にも活用できる支援制度を創設すること。 あわせて、JR四国に対し、駅トイレの整備等を強く働きかけること。 ③ バス・タクシー等自動車運送事業者への支援 1) 幹線バス等について、補助要件の緩和、補助上限の引き上げ等を図ること。 2) バス・タクシーの担い手確保のための継続的な財政支援を図ること。 ④ 地域公共交通への支援 市町における地域の実情に応じた公共交通維持の取組に対する支援制度の充実を図ること。 (交流推進部)
16	離島への航路の存続に向けた支援について 【国土交通省、経済産業省、財務省】	① 燃料油のうち、石油元売りの系列外において、いわゆる業転玉として取り引きされる軽油等について、需給のひっ迫や流通の目詰まりなどを早急に解消し、離島航路事業者が航路を維持するために必要な量を適切な価格で安定的に調達できるよう、必要な措置を講じること。

番号	項目名	内容
		<p>② 船舶用の燃料油や潤滑油等の安定的な供給のために必要な措置を講ずること。</p> <p>③ 複数航路で、ここ2～3年の間に運賃の値上げを行っている中、他の航路も含めて、さらなる値上げは困難であることから、航路を維持していくため、離島航路運営費の補助対象となっていない航路について、燃料費の高騰等に伴う欠損への補填等の支援を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">(交流推進部)</p>
17	<p>高松空港の機能強化について 【国土交通省】</p>	<p>① コロナ禍で大きなダメージを受けた上、物価高騰の中で着陸料への転嫁が難しく経営状況が悪化している高松空港株式会社に対し、国の支援を図ること。</p> <p>② 国際線のグランドハンドリング等の運航経費の支援を行うこと。</p> <p>③ カテゴリーⅢの計器着陸装置（ILS-CATⅢ）整備事業に早期に着手すること。</p> <p style="text-align: right;">(交流推進部)</p>
18	<p>地方創生を支える社会資本整備の推進について 【国土交通省、総務省、財務省、内閣官房】</p>	<p>(1) 国土強靱化予算の総額の増加【国土交通省、財務省、内閣官房】</p> <p>○ 令和9年度の予算編成においては、急速な物価高や賃金水準の上昇などに応じた国土強靱化予算を通常の公共事業予算とは別枠でこれまで以上に確保するとともに、当初予算においても必要かつ十分な予算を確保することにより、本県の社会資本整備予算の総枠を拡大すること。</p> <p>○ 初年度分として配分された国土強靱化予算は不十分であったことから、次年度以降の配分は経済情勢や初年度の不足分を考慮し、これまでを大きく上回る予算を確保すること。</p> <p style="text-align: right;">(土木部)</p> <p>(2) 高規格道路等の整備及び交通安全対策等道路事業の推進 【国土交通省、財務省】</p> <p>○ 人流・物流の円滑化による生産性向上、地域活性化等を図るため、次の項目について強力で推進すること。</p> <p>① 香川県幹線道路ネットワーク整備長期ビジョンの実現</p> <p>② シームレスな高規格道路ネットワークの構築（高松環状道路、高松空港連絡道路等）</p> <p>③ 直轄国道の整備</p> <p>④ 孤立化が生じる可能性が高い地域へのアクセス道路整備</p> <p>⑤ 道路施設の老朽化対策の推進</p> <p>⑥ 通学路における交通安全対策の推進</p> <p>⑦ 緊急輸送道路等における無電柱化の推進</p>

番号	項目名	内容
		<p>○ 国土強靱化実施中期計画を踏まえた関係予算については、予算編成過程で計画的かつ長期安定的な道路整備・管理が進められるよう新たな財源の創設等を図り、近年の資材価格や建設業における人件費の上昇などの影響を適切に反映し、頻発する災害も踏まえ、通常道路予算とは別枠で必要な予算を満額確保すること。</p> <p style="text-align: right;">(土木部)</p> <p>(3) 海岸堤防・河川堤防における地震・津波対策の推進 【国土交通省、財務省】</p> <p>切迫する南海トラフ地震に早急に備えるための海岸堤防や河川堤防における地震・津波対策について、防災・安全交付金事業における対象事業を拡大するとともに、計画的かつ着実に推進するための予算を確保すること。</p> <p style="text-align: right;">(土木部、農政水産部)</p> <p>(4) 「流域治水」に基づく防災・減災対策の推進 【国土交通省、財務省、総務省、内閣官房】</p> <p>これまでとは次元の異なる風水害や土砂災害に対し、「流域治水」を加速化・深化し、県民の生命・財産・暮らしを守り、災害に屈しない強靱な県土づくりを進めていくため、「激甚化する風水害への対策」や「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策」を推進できるよう、「国土強靱化実施中期計画」に関する令和9年度予算については、これまでの5か年加速化対策を大きく上回る予算を通常予算とは別枠で当初予算として確保し、重点的に支援すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム建設事業を計画的・集中的に推進するための予算を確保すること。 ・河川整備計画に基づく整備を対象期間内に完了するための予算を確保すること。 ・河川等の浚渫・樹木伐採を継続的に推進するための予算を確保すること。また、河川及びダムメンテナンス事業を計画的に推進するための予算を確保するとともに、「公共施設等適正管理推進事業債」の事業期間を延長すること。 ・土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設や保全人家が100戸以上ある箇所対策を10年間で集中整備するための予算を優先的に確保すること。 <p style="text-align: right;">(土木部)</p> <p>(5) 港湾事業の推進【国土交通省、財務省】</p> <p>① 高松港の港湾機能強化の推進</p> <p>効率的な輸送体系の構築による地域産業の競争力強化や大規模災害時の緊急輸送機能を確保するため、国において整備中の「複合一貫輸送ターミナル整備事業」をより一層推進するとともに、朝日地区における</p>

番号	項目名	内容
		<p>船舶の大型化に対応した大水深岸壁の整備や、玉藻地区において多くの離島定期航路が利用する岸壁の耐震化の検討に着手する等、港湾計画の早期実現に向けて重点的に支援すること。</p> <p>② 訪日クルーズの持続的な成長に伴う観光需要を確実に取り込むための高松港玉藻地区における港湾整備への支援</p> <p>クルーズの持続的な成長に向けた全国的な取組が進められているなか、本県では、官・民による大規模開発が進められており、交通機能が集約され市街地にも近接していること等から、クルーズ客船の乗客からも好評を得ている高松港玉藻地区（サンポート高松地区）のクルーズ客船専用岸壁において、大型クルーズ客船（11万GT級）に対応した岸壁の整備を進めているところである。</p> <p>クルーズの振興・拠点形成に向けて、特定利用港湾でもある高松港における受入環境整備について、早期整備に必要な予算を確保する等、重点的に支援すること。</p> <p>③ 海辺の賑わい創出に向けた支援</p> <p>港湾・海岸空間の利用ニーズが多様化しているなか、都市機能が集積した交流拠点である高松港玉藻地区（サンポート高松地区）においては、賑わい空間として高度利用が可能な緑地等が数多く存在し、賑わい創出に資する施設整備が求められている。離島航路等の発着場として利用される既設の浮棧橋は、古い設計基準に基づく施設であることや、瀬戸内国際芸術祭開催時にバース延長不足による増便対応の制限が生じていることから、災害対応力の強化や賑わい創出に資する新たな浮棧橋の整備が必要である。加えて、国有港湾施設である玉藻防波堤ボードウォークをはじめとする既存施設の老朽化が著しいことから、利用者の安全確保のため早急な改修が必要である。</p> <p>以上のことから、港湾・海岸空間を活用した更なる賑わい創出に資する施設整備を推進するため、多様なニーズに対応した緑地等の整備、災害対応力の強化と賑わい創出に資する浮棧橋の整備、及び国有港湾施設の改修に必要な予算を確保する等、重点的に支援すること。</p> <p style="text-align: right;">（土木部）</p> <p>(6) 安全・安心な水道水供給に向けた水道事業の推進等</p> <p style="text-align: right;">【国土交通省、財務省、総務省】</p> <p>1 防災・安全交付金の拡充</p> <p>能登半島地震を受けて、災害に強い水資源インフラの整備が急務となっていることから、急所施設（導水管、送水管）や重要施設に接続する水道管路（配水本管、配水支管）の耐震化を推進するための支援を拡充し、必要な予算を確保すること。</p> <p>また、広域化による経営基盤の強化を確実に図るため、広域化事業・運営基盤強化等事業への必要な予算を確保するとともに補助要件等を緩和すること。</p> <p>(1) 急所施設や重要施設に接続する水道管路の耐震化事業に対する防災・安全交付金の交付率（1/3）を下水道事業と同程度（1/2）まで引き上げること。</p>

番号	項目名	内容
		<p>(2) ① 広域化事業の時限措置（10年間）を延長すること。 ② 運営基盤強化等事業の事業費について、広域化事業費の総額を上限とする要件を緩和すること。</p> <p>2 地方財政措置の拡充 急所施設や重要施設に接続する水道管路の耐震化事業を活用し、耐震対策を加速化できるよう、耐震化事業に係る繰出基準及びそれに伴う地方財政措置について拡充すること。</p> <p>(1) 急所施設や重要施設に接続する水道管路の耐震化事業に係る水道事業債について、下水道事業債と同様に元利償還金に対して普通交付税措置を講じること。</p> <p>(2) ① 急所施設や重要施設に接続する水道管路の耐震化事業に係る繰出基準（通常の耐震化事業に上積みして実施するものの地方負担額の1/4）について、水道広域化に対する基準（水道広域化事業に係る地方負担額の1/2）と同等程度まで更なる拡充をすること。 ② 繰出に伴う一般会計出資債の元利償還金に対する地方交付税措置（元利償還金の1/2を普通交付税措置）について、水道広域化事業（元利償還金の60%を普通交付税措置）と同等程度まで拡充すること。</p> <p style="text-align: right;">(政策部)</p>
19	脱炭素・地球温暖化対策の推進について 【環境省、経済産業省、国土交通省】	<p>① 「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の継続・拡充及び中間評価を踏まえた計画見直し 「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を継続・拡充し、地域脱炭素を加速化すること。特に、採択されている「重点対策加速化事業」について、今年度予定されている中間評価において、事業要件（再生可能エネルギー導入量の合計1MW以上）を満たし、かつ、省エネ設備に対する地域のニーズが高い場合には、原則として認められていない、再エネ設備から省エネ設備への計画変更を認めるなど、地域の実情に応じた利用しやすいものとする。</p> <p>② ZEH、断熱窓、EV等への支援 家庭の脱炭素化においては住宅の断熱化が重要であり、ZEHの新築や既存住宅の断熱改修に対して、国の補助金と併用できる方式で、本県独自の補助を行っており、ZEHについては、令和6年度から予算額を大幅に増やしているものの、年度途中で予算上限に到達している。家計にとって負担の大きい住宅の建築や改修において、国と県から補助が得られることで効果的な導入促進施策となっていることから、国の「戸建住宅・集合住宅のZEH化・省CO2化促進事業」や「断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業」など住宅脱炭素の支援策を継続・拡充すること。 EV、FCVなどの導入促進や充電・充填インフラの整備、運営への支援の充実を図ること。</p>

番号	項目名	内容
		<p>③ ペロブスカイト太陽電池や水素等次世代エネルギーの導入促進</p> <p>日照時間は長いものの、県土が狭隘な本県において、再生可能エネルギーの導入をより一層進めるためには、次世代型太陽電池であるペロブスカイト太陽電池の活用が必要であり、新技術の早期社会実装を実現し、広く社会に普及していくよう、支援策を講じること。具体的には、建築基準法の防耐火性能基準を満たすペロブスカイト太陽電池の開発など、事業者への技術支援や財政措置の拡充を行うこと。また、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の交付対象に、ペロブスカイト太陽電池を追加すること。</p> <p style="text-align: right;">(環境森林部)</p>